業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、発注者・受注者誠意をもって行うものとする。

（法令の遵守）

1　受注者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令に基づき、発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。

（業務の実施）

2　受注者は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

また、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

（職務の実施責任）

3　受注者の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受注者は、発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りではない。

（現場責任者の指定）

4　受注者は、業務の実施にあたり、受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

（１）現場責任者は次の任にあたるものとする。

ア　業務の実施に関する発注者との連絡及び調整

イ　業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ

ウ　業務に従事する受注者の従業員の管理及び指導・指揮監督

（２）発注者又は発注者の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとし、受注者の従業員に対し直接これを行ってはならない。

（規律の維持）

5　受注者は業務に従事する従業員の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

また、受注者は、受注者の定める制服を着用させるものとする。この場合、受注者の従業員であることを明確にするため、会社名及び従事者の氏名を表示した名札等をあわせて着用するものとする。

（業務の計画及び実施報告）

6　受注者は、本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施し、次のとおり報告するものとする。ただし、発注者において実施上異議があるときは、発注者・受注者で協議し決定するものとする。

（１）受注者は、業務を実施したときは、日誌・報告書等の書面をもって、すみやかに

その状況を発注者に報告するものとする。

（２）発注者は、受注者に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができる。

（実施の確認）

7　受注者は、業務に係る委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する検査員の確認を受けるものとする。

（異常又は事故報告）

8　受注者は、建物本体、付帯施設・設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに適切な措置を講ずる共に発注者に書面により報告するものとする。

（浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について）

9　受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等に本事項の周知、徹底を図ること。

（１）浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。

（２）その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。

（その他）

10　業務の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

（１）火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。

（２）事務室等の鍵が必要な場合、発注者・受注者協議の上貸与するものとする。
貸与を受けた鍵は、慎重に取扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。

（３）電気・ガス及び水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。

（４）水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。

（５）衛生に留意するものとする。特に感染症対策は入念に実施すること。

（６）浦和競馬場内での業務中は「さわやか浦和競馬あいさつ運動」として、相手が誰であってもあいさつを率先して行うこと。

埼玉県浦和競馬組合電気設備等保守点検業務仕様書

この仕様書は、委託業務の大要を示すものであって、実施にあたっては、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。また競馬場の特性を十分に把握して安全管理を徹底し、未然に危害の予防に努める。

１　業務の内容

（１）浦和競馬場の次の施設の運転（運用）保守管理及び軽微な補修

ア　放送設備

イ　電気設備

ウ　電話設備

エ　空調設備

業務内容は別紙１参照。

本場開催、場外発売の直前（または発注者の指定する日）には上に掲げる施設の使用前準備、点検及び軽微な補修を行うものとする。また、本場開催の直後（または発注者の指定する日）には上に掲げる施設の使用後点検及び軽微な補修を行うものとする。

（２）浦和競馬場の次の施設の保守管理及び軽微な補修（本場開催時のみ）

ア　給排水設備

イ　衛生設備

本場開催の直前（または発注者の指定する日）には上に掲げる施設の使用前準備、点検及び軽微な補修を行うものとする。

（３）消防法に基づく点検

ア　点検種類及び点検時期

次の点検を、次に示す時期に実施する。

（ア）　消防用設備等機器点検・・・・・・・・・・・７～８月

（イ）　消防用設備等総合点検（機器点検含む）・・１～２月

（ウ）　防火対象物点検・・・・・・・・・・・・・・１～２月

（エ）　防災管理点検・・・・・・・・・・・・・・・１～２月

イ　保守点検対象設備（別紙２参照）

（ア）　自動火災報知設備・・・・　感知器、発信器、受信機他

（イ）　非常放送設備・・・・・・　増幅器、スピーカー、音量調節器他

（ウ）　消火器・・・・・・・・・　粉末消火器

（エ）　非難器具設備・・・・・・　緩降機、救助袋

（オ）　誘導灯設備・・・・・・・　誘導灯

（カ）　消火栓設備・・・・・・・　消火栓ポンプ、消火栓、ホース他

（キ）　防排煙設備・・・・・・・　感知器、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー、タレ壁、排煙機、手動開閉装置他

（ク）　ガス漏れ警報設備・・・・ ガス漏れ検知器、受信機他
（ケ）　連結送水管設備・・・・・ 送水口、放水口、配管、補給水槽等
（コ）　ハロゲン化物消火設備・・ ハロンガス貯蔵容器、噴射ヘッド、起動装置、制御盤他
（サ）　スプリンクラー設備・・・ 加圧送水装置、起動装置、補助散水装置、ヘッド他
（シ）　ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型自動消火設備・・ 消火薬剤貯蔵容器、作動装置、受信装置、放出導管、放出口他
（セ）　粉末消火設備・・・・・・ 移動式粉末消火設備

（４）建築基準法に基づく点検
別紙３「防火設備点検特記仕様書」の点検を１～２月に実施する。

（５）空調設備のフィルター清掃・・ 年２回（８～９月、２～３月）

（６）事務所発注の委託・工事等に係る連絡調整及び補助業務（工事等の監督員との協調）

２　業務従事者の確保

受注者は契約を履行するため、業務の遂行に適した者を次に掲げる人数以上配置すること。開催予定は別紙開催日割のとおりとし、本場開催、場外発売が中止になったとしても配置する人数を減らすことなく、開催に必要な設備を正常な状態に維持し続けるため保守点検を行うこと。ただし、発注者・受注者協議のうえ各日の配置人数の割り振りを変更できるものとする。

（１）本場開催日	６名
（２）場外発売日	３名
（３）無開催日（場外前日点検）（平日）	３名
（４）無開催日（場外前日点検）（土・休日）	１名

３　法令の遵守

受注者は業務の実施にあたって関係法令を遵守するものとする。

４　現場責任者の指定

受注者は業務の円滑な履行を図るため業務従事者の中から現場責任者を指定し、発注者に届け出ること。

５　業務従事者名簿

受注者は業務従事者名簿（氏名、年齢を記録したもの）に写真を添付して、発注者に提出すること。異動があった場合も同様とする。

６　保守管理報告書

現場責任者は各月の業務実施状況を保守管理報告書としてまとめ、翌月 10 日（履行期間の最終月の場合は履行期間の最終日）までに監督員に提出すること。

なお、保守点検対象に故障等が発生した場合は、速やかに監督員に報告すること。

7　異常または事故報告書

受注者は保守点検対象の異常を認めた場合は直ちに監督員に報告しなければならない。なお、業務中に保守点検対象以外の異常を発見した場合も監督員に報告すること。

保守点検対象に関する事故が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、監督員及び関係者に通報しなければならない。受注者は事故の状況を記した書類を監督員に提出すること。

8　委託業務実施上の留意事項

業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

（1）火気の使用にあたっては、十分注意すること。

（2）電力、ガス、水の使用にあたっては節約に努めること。

（3）衛生に留意すること。

別紙1

放送設備・電気設備・電話設備・３号スタンド他空調設備の運転保守点検業務の内容

１　放送設備

（１）　放送設備点検

（２）　試験放送及び音量調整

（３）　賞典用マイク・スピーカ等の設置

（４）　放送設備機器点検　２回（５月、１１月）

（５）　不具合対応

２　電気設備

（１）　自家用電気工作物保安規程に基づく電気設備の日常巡視点検・記録（奇数月のみ）

（２）　自家用電気工作物保安規程に基づく非常用発電機の日常巡視点検・記録（奇数月のみ）

（３）　照明・外灯管理（第１駐車場、第２駐車場を含む）

（４）　走路照明設備点検（点灯確認）　１３回（本場開催前）

（５）　走路照明設備点検（システム確認）　７２回（本場開催中及び本場開催前日）

（６）　軽微な修繕

３　電話設備

（１）　音声応答転送装置の電話対応スケジュール管理・データ作成　２０８回

（２）　音声応答転送装置　１箇所（３号スタンド地下１階）

（３）　回線等点検

（４）　自家用電気工作物年次点検の停電対応業務　１ 回

（５）　不具合対応（電話交換機を除く）

４　空調機運転

（１）　空調機運転・温度管理・給排気管理

（２）　試験運転点検

（３）　故障初期対応

５　空調設備のフィルター清掃

年２回（８～９月、２～３月）

６　フロン排出抑制法による空調設備点検

簡易点検　年４回（２号スタンド及び３号スタンド空調設備を除く）

別紙2

消防用設備一覧

1　自動火災報知設備

設置場所	差動式	定温式	煙	発信器	表示灯	音響装置
１号開催本部棟		1	33	3	3	3
２号スタンド	7	34	112	17	17	17
３号スタンド	14	27	166	11	46	12
正門売店	9	10	15	6	6	7
競馬組合事務所	28	11	3	2	2	2
業　務　館	22	7	2	4	4	4
合　計	80	90	331	43	78	45

設置場所	副受信機	受信機
１号開催本部棟	1	
２号スタンド	1	
３号スタンド	1	
競馬組合事務所		1
合　計	3	1

2　非常放送設備

設置場所	増幅器	スピーカー	音量調整器	遠隔操作器
１号開催本部棟		25	15	
２号スタンド		96		1
３号スタンド		133	5	1
競馬組合事務所	1	8		
業　務　館		10		
そ　の　他		5		
合　計	1	277	20	2

3　消火器

設置場所	粉末(加圧)			粉末(蓄圧)	CO2	車載	計
	10型	20型	50型	10型	5型		
１号開催本部棟	6						6
２号スタンド	―			37			37
３号スタンド	51	1	1	8	2		63
競馬組合事務所	3			7			10
業　務　館	10			3			13
馬積降場待機馬房	―			5			5
そ　の　他	36			22			58
合　計	106	1	1	82	2	0	192

4　避難器具設備（３号スタンド）

設置場所	緩降機	救助袋	避難はしご
３号スタンド	2	1	
馬積降場待機馬房			1
合　計	2	1	1

5　誘導灯設備

設置場所	避難口誘導灯			通路誘導灯			通路誘導灯　階段			計
	A級	B級	C級	A級	B級	C級	40W	20W	10W	
１号開催本部棟			6				5			11
２号スタンド		22			24		15	1		62
３号スタンド		23	3		17	3	47			93
競馬組合事務所			5					2		7
業　務　館			8							8
警備詰所			1							1
合　計	0	45	23	0	41	3	67	3	0	182

6　消火栓設備

なし

7　排煙設備

設置場所	煙感知器	防火戸	防火ｼｬｯﾀｰ	ﾀﾞﾝﾊﾟｰ		ﾀﾚ壁		排煙機	排煙口	手動開閉装置（自然排煙口）
		ドア式S型	電動式	FD以外	FD	可動	垂直降下式			
２号スタンド	16	10	5		15		2	1	24	3
３号スタンド	42	12	22	4		34		2	16	48
合　計	58	22	27	4	15	34	2	3	40	51

8　ガス漏れ警報設備

ガス漏れ受信機　　１面

9　連結送水管設備

送水口　２箇所　　放水口　６箇所

１０　ハロゲン化物消火設備（３号スタンド）

ハロンガス貯蔵容器　２本　　噴射ヘッド　２個　　制御盤　　１面

１１　スプリンクラー消火設備

設置場所	ﾍｯﾄﾞ	補助散水栓	水源等（貯水槽・ﾎﾟﾝﾌﾟ・ｱﾗｰﾑ弁他）
２号スタンド	429	17	1
３号スタンド	947	25	1
合　計	1376	42	2

１２　パッケージ型消火設備（３号スタンド５階コンピュータールーム）
消火ガス貯蔵容器　　１本　　噴射ヘッド　　２個
制御盤　　１面（タンクとパッケージ）

１３　粉末消火設備（２号スタンド）（総合点検）
粉末消火設備　１本

１３　連結送水配管耐圧性能試験
３年に１度実施すること。（３年に１度実施。次回は令和６年度に実施する。）

１４　大規模地震対応消防計画への対応
消防計画書類の確認。消防訓練等への参加、協力。

別紙３

防火設備点検特記仕様書

１　概要

建築基準法第１２条第４項の規定に基づく、防火設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検業務を行う。

２　対象庁舎概要

1)点検施設

No.	施　設　名	棟　名	用途	延床面積	階数
1	浦和競馬場	２号スタンド	観覧場	4,323.65	4F/B1
2	浦和競馬場	３号スタンド	観覧場	10,930.33	5F/B1

３　対象点検項目

建築基準法第１２条第４項に基づく建築物に付属する防火設備

４　定期点検方法

建築基準法第１２条第４項に基づく点検を行う。

５　その他

この仕様書は、委託業務の大要を示すものであって、実施にあたっては、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。また競馬場の特性を十分に把握して安全管理を徹底し、危害の予防に努める。

令和5年度(2023年度)　南関東地方競馬開催日割

本場開催	59日

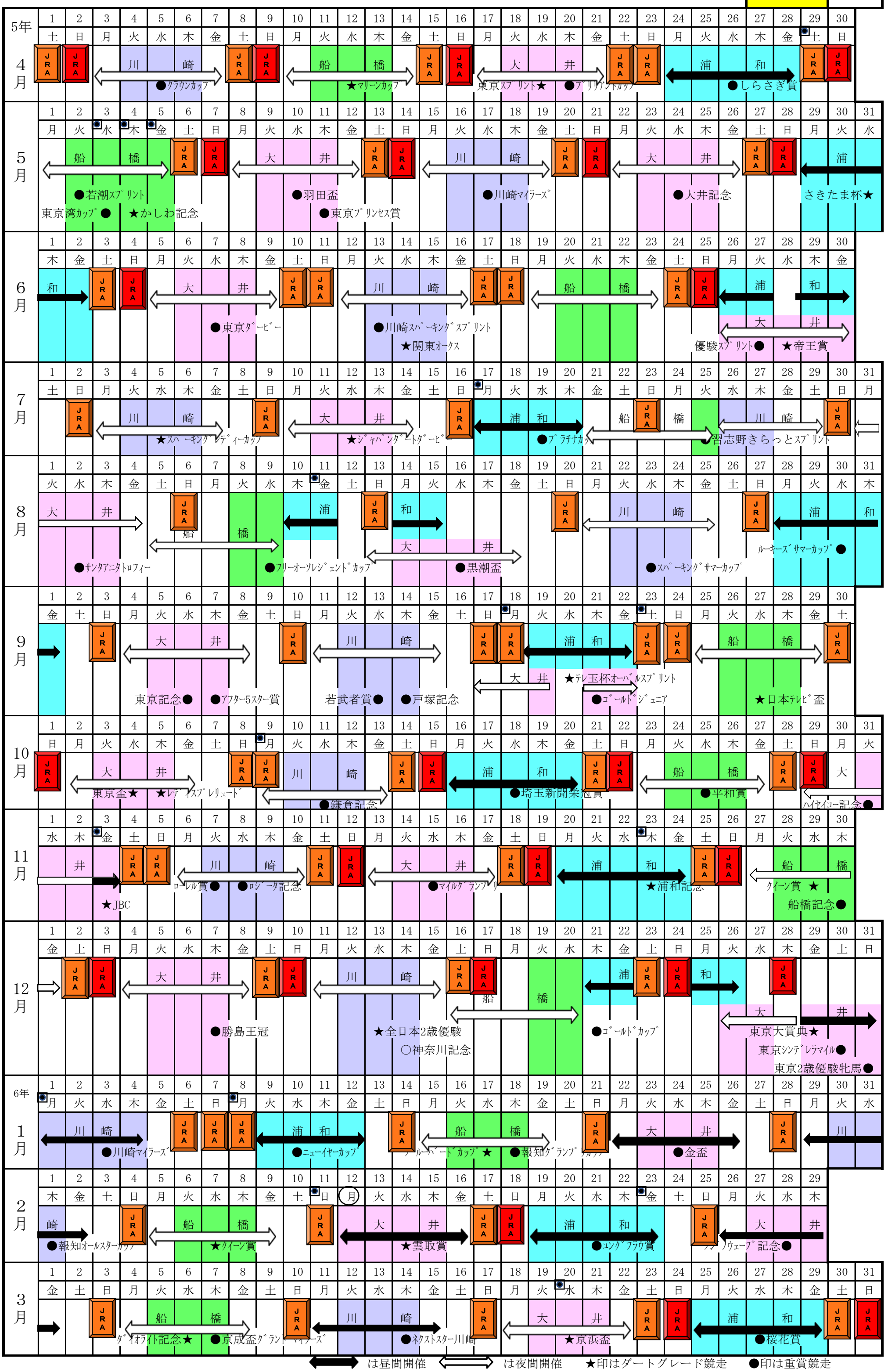

浦和競馬場配置図

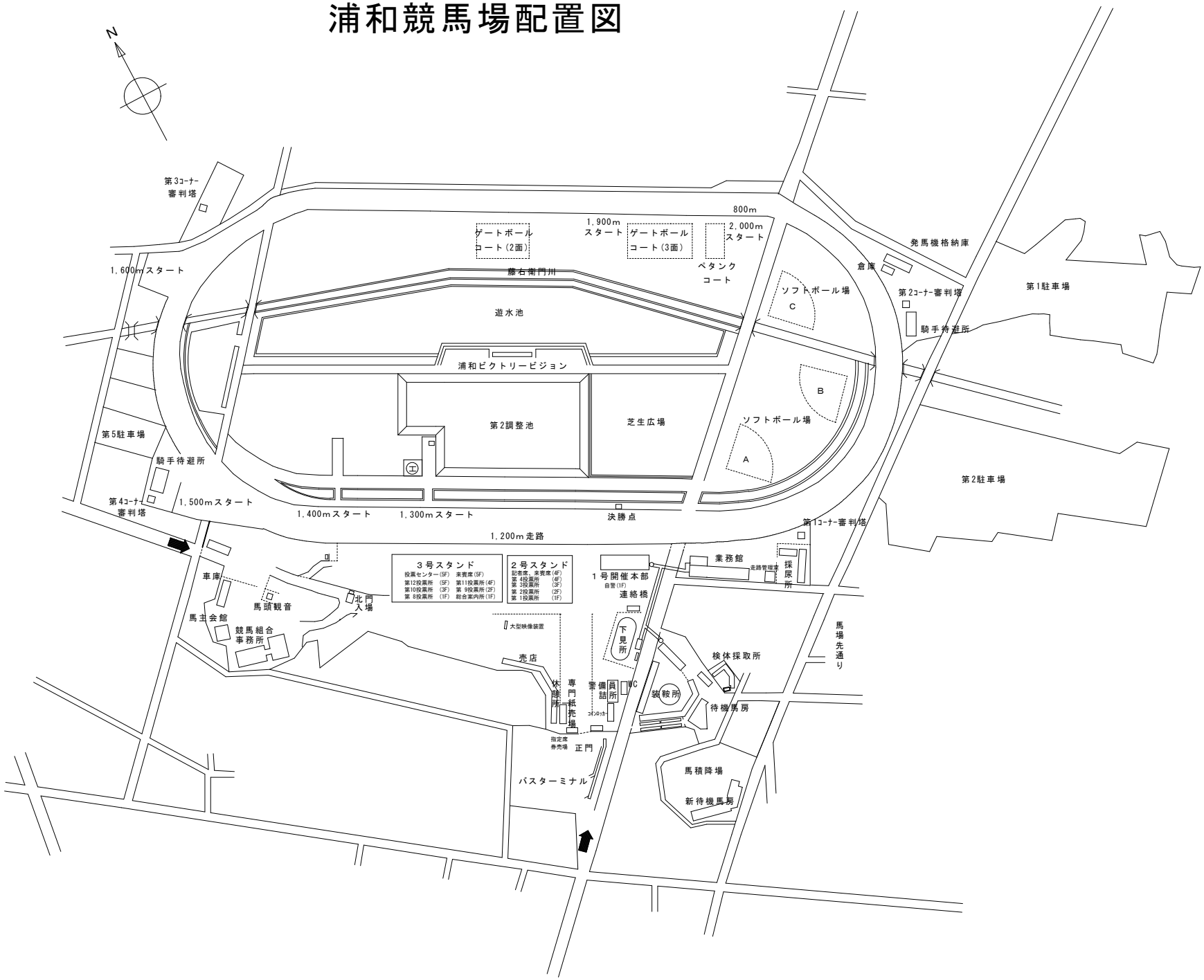
N
第3コーナー審判塔
1,600mスタート
800m
1,900mスタート
2,000mスタート
ゲートボールコート(2面)
ゲートボールコート(3面)
ペタンクコート
藤右衛門川
遊水池
浦和ビクトリービジョン
第2調整池
芝生広場
ソフトボール場 C
ソフトボール場 B
ソフトボール場 A
発馬機格納庫
倉庫
第2コーナー審判塔
騎手待避所
第1駐車場
第2駐車場
第5駐車場
騎手待避所
第4コーナー審判塔
1,500mスタート
1,400mスタート
1,300mスタート
決勝点
1,200m走路
第1コーナー審判塔
3号スタンド
投票センター(5F) 来賓席(5F)
第12投票所 (5F) 第11投票所(4F)
第10投票所 (3F) 第 9投票所(2F)
第 8投票所 (1F) 総合案内所(1F)
2号スタンド
記者席、来賓席(4F)
第 4投票所 (4F)
第 3投票所 (3F)
第 2投票所 (2F)
第 1投票所 (1F)
1号開催本部
自警(1F)
連絡橋
業務館
走路管理室
採尿所
車庫
馬頭観音
北門入場
馬主会館
競馬組合事務所
大型映像装置
売店
下見所
検体採取所
馬場先通り
休憩所
専門紙売場
警備員詰所
WC
装鞍所
待機馬房
コインロッカー
指定席券売場
正門
バスターミナル
馬積降場
新待機馬房